

もくじ
 関屋天満宮の遷座祭 1P 千住掃部宿の「旧書留」から④ 3P
 押部阿弥陀院百万遍（お知らせ） 4P 博物館の臨時休館 4P



関屋天満宮新社殿と宮殿

足立史談

第591号

2017年5月15日

足立区教育委員会
足立史談編集局
足立区立郷土博物館内

〒120-0001

東京都足立区大谷田5-20-1

TEL 03-3620-9393

FAX 03-5697-6562

(29-308)

関屋天満宮の遷座祭

郷土博物館

■関屋天満宮新社殿 仲町氷川神社（千住仲町四八―二）境内に祀られている関屋天満宮は、社殿の老朽化によりこのたび新社殿が造立された。ご神体の遷座祭が四月一六日に執り行われ、新たな天満宮の完成をみることとなった。

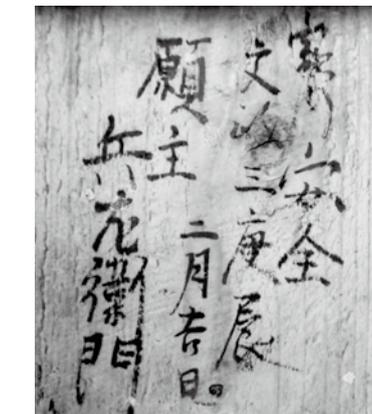
関屋天満宮社建設についての記録を記すとともに、この機会に、関屋天満宮の歴史について整理を行う。

■宮殿と墨書 旧社殿の解体により、社殿内陣のご神体を納める宮殿（くうでん）が取り出された。「家内安全 文政三庚辰 二月吉日 願主

兵左衛門」の墨書が底板にあることが確認され、文政三年（二八二〇）のものであることが判明した。

宮殿は、漆塗、金箔、飾り金具で作られたもので、腐食が見られたため、社殿の新調に合わせて京都の宮大工に修復が依頼された。

■遷座祭 工房で製作された社殿本体の現地への設置に合わせて宮殿を



(上) 修復された宮殿
 (下) 発見された墨書

内陣に安置、屋根部分を取り付けることで完全に内部に納められた。遷座祭は、旧社殿の解体に伴い氷川神社本殿内に仮置きされていた御神体を新社殿に戻すための神事である。

関屋天満宮の御神体は、『新編武蔵風土記』に、「神体菅公ノ像ヲ安ス。コレ自作ナリトイヘド覚東ナシ」と記されているように、御神体は菅原道真公自らが刻んだ像や自筆の像を刻んだ碑などとされているが、白布に覆われた箱に収められており拝することは出来なかった。

氏子総代、町会代表の方々が参加され、祭主竹内宮司のもと神事が行われ無事宮移りが済み、その後、玉串の奉奠が行われ、遷座祭は一時間ほどで終了した。

■移転の年代 関屋天満宮は、江戸時代には、元は関屋の里といわれた場所であり、ある時期仲町の氷川神社に移転されたものであることは、多くの資料から知られていた。今回、

	資料名・掲載版本名	和暦	西暦	内容・記述
1	「掃部宿明細帳」	寛政 11	1799	氷川神社と別に関屋天満宮の記載
2	関屋天満宮碑	文化 4	1807	
3	『遊歴雑記』	文化 11	1814	「神楽殿につゞき関屋の天満宮あり」
4	宮殿 記年銘	文政 3	1820	「願主 兵左衛門」
5	『葛西志』	文政 4	1921	「庵崎…今足立郡千住町三丁目に属する関屋天神の立る地なり」
6	『新編武蔵国風土記稿』	文政 5	1922	「近キ頃マデ天神祠アリテ、関屋天満宮ト号ス。今は下ニ出セル氷川社地へ移シ跡ノ印ニ少祠ヲ建ツ」
7	『武蔵名所考』	文政 7	1825	「関屋の天神ハ千住掃部宿分にして宿の商家藁屋といへるもの、持てる田の板杉などの木たちの下に方二尺斗のほこらある是なり」
8	『埋木花 十』	文政 9	1826	「天神旧地ハ小祠のミ残り天神ハ同所〔関屋と云七丁隔り〕氷川社地へ引」
9	『墨水遊覧志』	文政 11	1828	「持主は千住かもん宿、石出庄左衛門吉長」
10	『江戸名所図会』	文政 12	1829	【挿絵】元天神、氷川神社境内と関屋天満宮
11	『嘉陵紀行』	万延元	1860	「その猶西田の中に小祠有、是を関屋天神と云、方二三間斗、土の小高き上に小祠、鳥居もあり、古来よりの祠也といふ、」

足立風土記資料集 地誌 2 『近世地誌資料集』足立区教育委員会より作成

それら整理し、移転の時期の絞り込みを試みる。

寛政十一年（一七九九）「村方之儀明細書上帳 武州足立郡千住掃部宿」（以下「掃部宿明細帳」・石出家

文書）によると、氷川大明神の他、末社三ヶ所が社地の内として、天満天神宮・弁財天・三峰権現が挙げられている。（写真上）

関屋天満宮は、これとは別に次頁

に百姓持として関屋天満天神社、祭礼毎年二月二五日と記載されている。（写真下）このことから、寛政十一年

段階では、関屋天満宮は独立して存在していたといえる。

『遊歴雑記』（文化一一年）では、すでに関屋の天満宮が氷川神社境内にあることが記されており、この一五年以内の間に移転がなされたことがうかがわれる。

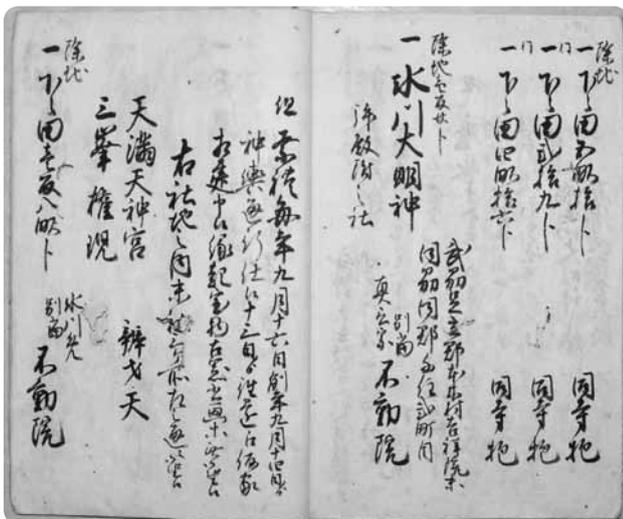
仲町氷川神社境内に建ち足立区登録文化財になっている「関屋天満宮碑」は、文化四年（一八〇七）記年があり、関屋天満宮の移転の際に建立したものと自然に考えることもできる。石碑と今回確認できた宮殿の記年と一三年ほどの開きが見られるが、この間に社殿の改築などが行われたということも想像

できる。

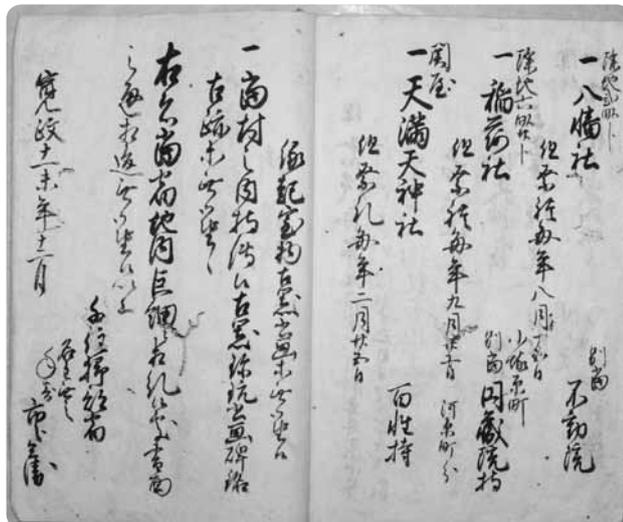
■関屋天満宮の持ち主 関屋天満宮は、「掃部宿明細帳」に、「百姓持」と記載されている。地誌では、『武蔵名所考』に、「宿の商家藁屋といへるものの田」と記載され、『墨水遊覧志』では、「千住かもん宿、石出庄左衛門吉長」と記載され、違いが見られる。これについては、他の掃部宿石出家文書には、石出家所有

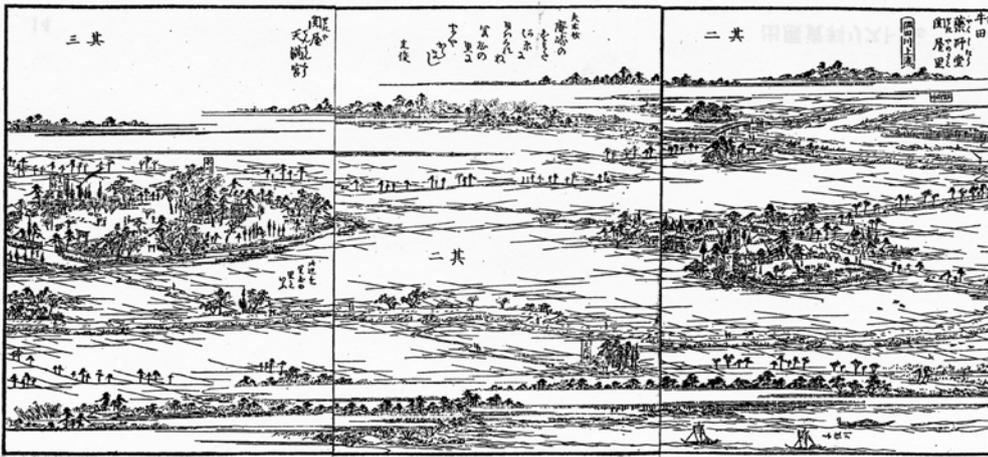


「関屋天満宮碑」



「掃部宿明細帳」石出家文書 当館蔵





「江戸名所図会」 左の(仲町)氷川神社境内に、「関や天神」の記載がある。右は西光院、手前が千住川(隅田川)と「元天神」

のものとして記されている。地誌の筆者は、現地での聞き取りなどをもとに記述をするため、必ずしも正確とはいえない。しかし、墨書にある「兵左衛門」は、穀物問屋であった藁屋の当主の通名であることが判明しており、石出家であれば、庄左衛門が当主の名であるため、今回の墨書に

より藁屋との関連も考えられるようになった。

■**移転の理由** 関屋天満宮の移転の時期は見当がついたが、なぜ移転が行われたのかを示す資料はない。『埋木花 十』、『江戸名所図会』に描かれた「元天神」には、木立などが整然とあり、あえて移転をする必要があったのか不思議に思える。

先に述べたように、「掃部宿明細帳」には、氷川神社にも末社として天神天満宮が記されている。同じ掃部宿内に、氷川神社末社天満天神宮と、百姓持ちの関屋天満天神社との二つの天神天満宮があり、これをひとつに統合する形で関屋天満宮が移設したのであろうが、その理由はなにか。地誌類では、神社が移ったという事実だけが書かれ、疑問や不思議は感じないようなので、一般的にありえることであつたのかもしれない。また典拠は明らかではないが、明治期に、「度々の出水により天明七(一七八七)年に遷宮した」と記録されたものが、神社に伝えられている。新たな資料の発見も期待し、今後の課題としたい。

*資料・写真・情報提供については相川謹之介氏・仲町氷川神社にお世話になりました。御礼申し上げます。

千住掃部宿の「旧書留」から⑥ 貫目改所と除地

多田 文夫

千住掃部宿(現足立区千住仲町ほか)の開発人の後裔で、千住宿の重役をつとめていた石出家(現当主、石出通治氏)が伝えた「旧書留」(現在、博物館所蔵)の解説から、新たな千住宿の様相が明らかになり連載をご覧いただいた方からも、宿場の諸相への関心が高いことを教えていただいた。今回は貫目改所と除地(年貢免除地)を中心に記述する。

■**釈文1**

【①貫目改所】

(8丁裏)づき
日光道中・奥州道中唯今迄諸荷物貫目改所無之ニ付、此度千住宿・(9丁表)

宇都宮宿両宿貫目改所被 仰付候間、東海道・中山道同様諸荷物貫目相改、御用諸荷物たりといふとも御定之貫目より重荷物附送間敷候、尤貫目改候儀、不法之儀無之様、可相慎者也、

寛保三年 水 対馬守

亥八月

■**解題9** 貫目改所の設置 千住一

丁目の東京芸術センター前には問屋場、貫目改所跡地の表示がある。問屋場は言わば宿場の事務所で宿泊先や人馬継立、書状送達などの差配を行っていた。

もう一つの貫目改所は、荷物の「貫目」(重量)を「改」(点検)する役所のことである。

とくに参勤交代や幕府の公用などは無料もしくは公定賃銭の半額程度(幕府の許可書の内容による)で宿場は通行を負担しなければならぬが、諸大名家は「これを機会にこの荷物も運ぼう」と規定重量以上の荷物を輸送することがあつたため、過積載が頻発し、それを点検するため貫目改所が設置された。

掲載資料は寛保三(一七四三)年に日光道中に貫目改所が設置されたときの触書である。本文にあるとおり、日光道中では千住宿と宇都宮宿に設置となつた。触書は道中奉行、水野対馬守忠伸が発している。忠伸は普請奉行や勘定奉行を歴任した人で、幕府の基本法例集の「公事方御定書」を前年(寛保二年)に編集した能吏であつた。

【②年貢免除地】

三十間 御用地六反歩

四方宛

三筆

東西橋除式ヶ所 彦次郎抱

御殿野式町六反六畝廿歩

(9) 丁裏

境内四反五畝歩 源長寺

三筆合

下々田耆反廿五歩 同寺抱

氷川宮地耆反廿歩 不動院抱

下々田耆反八畝歩 氷川免

八幡宮地式畝歩 不動院抱

稲荷宮地六畝廿歩 円蔵院

(10) 丁表

高式百式拾七石九斗壹合 掃部宿

百性株式拾八軒 名主共

式拾壹軒 本村

七軒 橋戸分石

地子免 式千四百八拾九坪

歩行 五人

馬役 六疋

九疋半 問屋場用金

三疋 名主町用金定使引

橋戸名主株 町引共なし

式疋 橋番給引

(10) 丁裏

歩行 式人

馬役 式疋

式疋 問屋場用金

河原地子免名主株共なし

歩行 六人 千住五ヶ町江助役

本村橋戸地子免内訳ケ

古高式百廿七石九斗壹合

屋敷五町九反式畝拾壹歩

本村高内共

地子免八反式畝廿九歩

此坪式千四百八拾九坪

内

古高百七拾八石九反式畝式歩

掃部宿

(11) 丁表

地子免六反七畝拾七歩

此坪式千式拾七坪

古高四拾九石六斗壹升七合

屋敷式町九歩

地子免壹反五畝拾式歩

此坪四百六拾式坪

橋戸町引名主株なし

川原地子免名主株共なし

歩行役 六人 千住五ヶ町助役

(11) 丁裏

(記載無し)

■ 解題 10 年貢免除地 宿場は大名

通行の負担や人馬の調達が義務付けられていた。年貢（とくに地租）が免除されていた。この詳細を記したのが、本部分である。

最初の「東西橋除式ケ所」とあるのは千住大橋詰め街道東西にある御用地で、元もと橋の架け替えに用いるための土地である。次いで御殿野

（萱を採取する御用地）、源長寺境内地、同寺院の水田、不動院が管理する氷川神社（現千住仲町氷川神社）、氷川神社の免除地をはじめ寺社が書き上げられる。次いで掃部宿、河原

町、橋戸町の免除地が記述されている。「地子免」とあるのが土地にかかる税の免除面積である。

【3】改元一覽

(12) 丁表

一 文禄五申十一月十七日、慶長

二 慶長廿卯七月十三日、元和ト

三 元和十子二月晦日、寛永ト

四 寛永廿一申十二月廿六日、正

五 正保五子二月十五日、慶安ト

六 慶安五辰九月十八日、承応ト

七 承応四未四月廿二日、明暦ト

八 明暦四戌七月廿三日、万治ト

九 万治四丑四月廿五日、寛文ト

十 寛文十三丑九月廿一日、延宝ト

十一 延宝九酉九月廿五日、天和ト

(12) 丁裏

十二 天和四子二月廿一日、貞享ト

十三 貞享五辰九月卅日、元禄ト

十四 元禄十七申十一月廿二日、宝

十五 宝永八卯九月七日、正徳ト

十六 正徳六申十一月一日、享保ト

十七 享保廿一辰五月七日、元文ト

十八 元文六酉三月三日、寛保ト

十九 寛保四子二月廿八日、延享ト

廿 延享五辰七月十八日、寛延ト

廿一 寛延四未十一月三日、宝曆ト

廿二 宝曆十四年六月十三日、明和ト

(13) 丁表

廿三 明和九辰十月廿五日、安永ト

廿四 安永十丑四月十三日、天明ト

廿五 天明九酉二月三日、寛政ト

廿六 寛政

■ 解題 11 元号改元

様々な元号の改元年と日付が記されている。宿場や村でも、法度の交付や訴訟など年代を知る必要があった。その改元年を書き上げた部分で、町役人の手控えという性格から考えた場合、その特徴が現れた部分である。

(郷土博物館学芸員)

足立区登録民俗文化財

押部阿弥陀院百万遍

5月28日(日) 午後3時

大きな数珠を、集落の人々が回しながら念仏を唱え、無病息災を祈る行事です。阿弥陀院で30分ほど法要を行った後、前庭で数珠回しが行われます。(雨天の場合院内)見学者も参加できます。

阿弥陀院 鹿浜7-19-17

〔交通〕日暮里・舎人ライナー

西新井大師西駅 徒歩15分

博物館臨時休館のお知らせ

● 特別展撤収作業

5月22日(火)・23日(水)

● 館内消毒作業(くん蒸)

6月20日(火)・23日(金)

* 消毒作業中は東洲江庭園も入れません。20日・22日は、職員も不在になります。